

報告第 32 号

教育委員会佐賀県連絡協議会規約の改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和元年 11 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

市町教育長会連合会の組織改編に伴い、教育委員会佐賀県連絡協議会規約が改正されたため報告する。

教育委員会佐賀県連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、教育委員会佐賀県連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県教育委員会と市町教育委員会との緊密な連絡協調を図るため、教育行政上特に必要な事項について協議することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の者を会員として組織する。

佐賀県教育委員会	教育長
同	副教育長
市町教育長会連合会	会長
各市町教育委員会教育長（市町教育長会連合会会長を除く）	

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長	1人
副会長	1人

2 会長には佐賀県教育委員会教育長を、副会長には市町教育長会連合会会長をもつて充てる。

3 会長は、会議を招集しこれを主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局を県教育庁教育総務課に置く。

(経費)

第6条 協議会運営に必要な経費は、県教育委員会及び市町教育長会連合会の双方で折半負担する。

附 則

この規約は、平成18年10月4日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年10月28日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年10月23日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年10月12日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年10月26日から適用する。

附 則

この規約は、令和元年11月8日から適用する。

新

教育委員会佐賀県連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、教育委員会佐賀県連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県教育委員会と市町教育委員会との緊密な連絡協調を図るため、教育行政上特に必要な事項について協議することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の者を会員として組織する。

佐賀県教育委員会 教育長

(削除)

同 副教育長

市町教育長会連合会 会長

(削除)

各市町教育委員会教育長（市町教育長会連合会会長を除く）

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1人

副会長 1人

2 会長には佐賀県教育委員会教育長を、副会長には市町教育長会連合会会長をもつて充てる。

3 会長は、会議を招集しこれを主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局を県教育庁教育総務課に置く。

(経費)

第6条 協議会運営に必要な経費は、県教育委員会及び市町教育長会連合会の双方で折半負担する。

附 則

この規約は、平成18年10月4日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年10月28日から適用する。

旧

教育委員会佐賀県連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、教育委員会佐賀県連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県教育委員会と市町教育委員会との緊密な連絡協調を図るため、教育行政上特に必要な事項について協議することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の者を会員として組織する。

佐賀県教育委員会 教育長

同 委員 5人

同 副教育長 3人

市町教育長会連合会 会長

同 副会長 4人

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1人

副会長 1人

2 会長には佐賀県教育委員会教育長を、副会長には市町教育長会連合会会長をもつて充てる。

3 会長は、会議を招集しこれを主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局を県教育庁教育総務課に置く。

(経費)

第6条 協議会運営に必要な経費は、県教育委員会及び市町教育長会連合会の双方で折半負担する。

附 則

この規約は、平成18年10月4日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年10月28日から適用する。

新

附 則

この規約は、平成21年10月23日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年10月12日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年10月26日から適用する。

附 則

この規約は、令和元年11月8日から適用する。

旧

附 則

この規約は、平成21年10月23日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年10月12日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年10月26日から適用する。